令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告につい て

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計の繰越明許費繰越額について次のとおり報告する。

令和6年 5 月31日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

令 和 5 年 度 川 崎 市 港 湾 整 備 事業特別会計繰越明許費繰越計算書

1 地方自治法第213条第1項の規定による繰越額

款			項				事		業		名		金	額
港 湾 1 事	整業	備費	1運	営	費	港	湾	計		画	事	業	33,	300,000
			2 整	備	費	上	屋	倉		庫	事	業	31,	759, 000
						東	扇島	릚 그	ン	テ	ナ事	業	430,	163, 000
						東	扇	島	施	設	事	業	195,	000, 000
						東	扇島	5 土	地	造	成事	業	208,	620, 000
合			計						898, 842, 000					

翌	年	度					左		の	財	À	原	内	訳				
			既	Ų	Z.	入		未	収	入	特	定	財	源		繰	入	金
繰	越	額	特	定	財	源	国県	支	出金	地	方	債	そ	の	他			
		円				円			円			円			円			円
33, 300, 000		33, 300, 000					-			-			-			-		
31, 759, 000		31, 759, 000					=			-			=			-		
378, 293, 000			_			-			79, 000, 000			299, 293, 000					_	
	195, 000, 000			120, 000, 000			75, 000, 000			=			-					_
	92, 150, 000				-				-			92, 150, 000				_		
730, 502, 000 185, 059, 000				75	, 000	000,	7	79, 000	, 000	39	1, 443,	.000			-			